



職保発 1228 第 2 号
平成 30 年 12 月 28 日

全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造 殿

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長

雇用保険手続における照合省略に係る手続の見直しについて

平素より、雇用保険関係業務の運営に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 12 月 28 日付け職発 1228 第 3 号「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の一部改正について」に基づき、平成 31 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から電子申請による届出等及び電子申請によらない届出等に係る照合省略の手続を統合することといたしました。これに伴い、平成 18 年 10 月 18 日付け職保発第 1018001 号「雇用保険関係手続に係るオンライン利用促進について」を廃止いたしますが、手続の流れ等は従前のおり（別添参照）といたします。

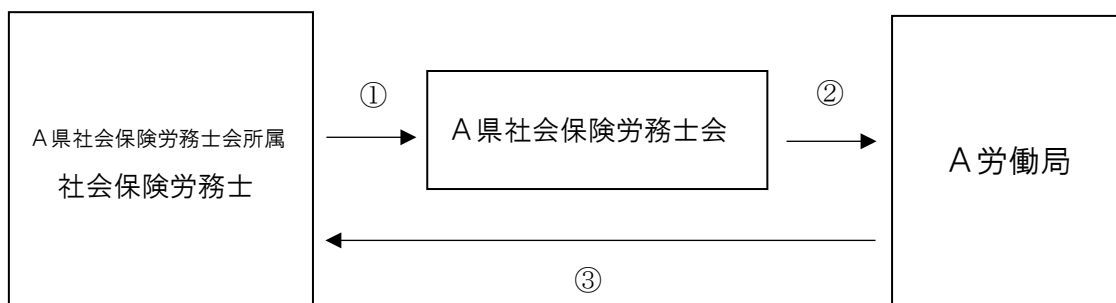
今後、新たに照合省略の対象となることを希望する貴会傘下の社会保険労務士は電子申請による届出等か否かにかかわらず、「確認書類の照合省略に係る申出書」を、都道府県社会保険労務士会を通じ各都道府県労働局に提出いただくこととなります。

現在既に電子申請による届出等又は電子申請によらない届出等に係る照合省略を認めている社会保険労務士は、今後、新たな申出等の手続を経ることなく、いずれの場合の照合省略も認める取扱いといたします。

なお、電子申請によらない届出等に係る照合省略を認めている社会保険労務士に対しては、順次その旨を通知することを申し添えます。

(別添)

照合省略の対象社会保険労務士となるための手続の流れ



- ① A県社会保険労務士会所属の社会保険労務士（以下、「社会保険労務士」という。）が、定められた申出期間内に、A県社会保険労務士会（以下、「都道府県会」という。）に申出書を提出する。
- ② 都道府県会は、申出書の原本及び一覧リストを（申請書を提出した社会保険労務士の氏名、住所、電話番号等の必要事項を任意の様式にまとめたもの）をA労働局に転送する。【別紙（リストの様式例）】
この際、申出書の写しはとっておく。
- ③ A労働局から社会保険労務士に、照合省略の対象社会保険労務士とする旨又はしない旨の通知を行う。

※②の都道府県労働局への申出書等の提出は、毎年10月中（地域の実情に応じ、都道府県労働局と協議の上、任意の提出月を定めて差し支えない。）に行うこととするが、これ以外の時期に申出書の提出を行うべき事情が生じた場合は、適宜同様の方法により提出を行って差し支えない。

照合省略に係る申出を行う社会保険労務士の一覧(様式例)

〇〇県社会保険労務士会

担当者氏名

担当者TEL

No.	社会保険労務士氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

(参考)

確認書類の照合省略に係る申出書

(申出社会保険労務士) に係る委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を行う際に、確認書類の照合を省略できるよう申し出ます。

なお、この申出にあたり、申出者に係る以下の事項について確認及び同意します。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 申出社会保険労務士の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。
- チ 上記イからトまでに該当していなかったことが明らかになった場合、又は該当しなくなるが明らかになった場合に、この申出により認められた照合省略の確認が撤回されることがあること。

平成 年 月 日

○ ○ 労働局職業安定部長 殿

社会保険労務士 住 所 _____

登録番号 _____

氏 名 _____ 印

押印又は自筆による署名

《手続一覧》

- (1) 雇用保険被保険者資格喪失届
- (2) 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- (3) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- (4) 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- (5) 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- (6) 高年齢再就職給付金の支給申請
- (7) 育児休業給付金の支給申請
- (8) 介護休業給付金の支給申請

なお、(1)に添付される離職証明書については、⑦(離職理由欄)を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成 年 月 日付けで申出のあった（ 申出社会保険労務士 ）に係る委託事業所について、以下の手続一覧に示す手続を行う際に、確認書類の照合を省略できることとします。


なお、この措置を講じるにあたり、確認・同意した以下の事項に該当していなかったこと又は該当しなくなることが明らかになった場合に、この措置が撤回されることがあることを申し添えます。

また、内容に疑義がある申請・届出については個別に確認書類を求める場合があります。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成 年 月 日

（ 社会保険労務士 ） 殿

〇 〇 労働局職業安定部長 

《手続一覧》

- (1) 雇用保険被保険者資格喪失届
- (2) 雇用保険被保険者60歳到達時等賃金証明書
- (3) 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- (4) 雇用保険被保険者所定労働時間短縮開始時賃金証明書
- (5) 高年齢雇用継続基本給付金の支給申請
- (6) 高年齢再就職給付金の支給申請
- (7) 育児休業給付金の支給申請
- (8) 介護休業給付金の支給申請

なお、(1)に添付される離職証明書については、⑦（離職理由欄）を除く離職証明書の⑧欄から⑫欄の各欄に係る確認資料を省略する。

確認書類の照合省略に係る申出（通知）

平成 年 月 日付けで申出のあった（ 申出社会保険労務士 ）に係る委託事業所について、確認書類の照合省略は、以下の事項のうち（ ）を満たさないため、これを認めないことを通知します。

- イ 社会保険労務士会の会員であり、かつ、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるものであること。
- ロ 貴殿の所属する事業所において保険関係が成立している場合は、当該保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納していないこと。
- ハ これまでに事務処理に起因する不正受給等がないこと。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がないこと。
- ホ その他公共職業安定所が実施する研修会等に積極的に協力する等、雇用保険制度の円滑な実施に寄与するものであること。
- ヘ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応していること。
- ト 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出すること。

平成 年 月 日

（ 社会保険労務士 ） 殿

○ ○ 労働局職業安定部長 